

令和元年度 遭難対策委員会活動報告

1. 活動

(1).平成31年4月5日

雲仙山系九千部岳の固定ロープ調査
渡邊遭対委員長 諫早山岳会山口和喜参加
高体連登山部依頼に付き

(2).平成31年4月25日

長崎県警察本部生活安全部地域課遭難対策会議
長崎県警察本部会議室
間 代表(宛山岳レスキュー研究会代表 名生活安全部長) 小宮指導主任出席

(3).平成31年4月30日

春山山行への注意・喚起、登山届提出の厳守
宛 長崎県山岳連盟加盟団体会員 名 遭難対策委員長

(4).令和元年6月29日～30日

2019年度全国遭難対策委員長会議・研修会
渡邊遭難対策委員長出席
日時場所：令和元年6月29日～30日 東京都中央区晴海晴海海員会館
会議内容

①理事会報告

- a. JMSCA本年度役員人事
- b. 18年度報告19年度計画・会計報告
- c. UIAA報告

②全国遭難対策委員長会議

a. 減遭難活動について

- ・相変わらず遭難者数が右肩上がりである(遭難者数3,126名中、38%が道迷い)
JMSCAとしても具体案を出し減遭難に取り込むべきである。
- ・TOTOの助成金を活用として、遭難に関するキャンペーンビデオの作成

b. 夏山リーダーについて

- ・夏山リーダー講習会を通して正しい知識、登山技術の習得、基礎教育を広める
- ・夏山リーダー講習会を受けていない各県の遭対委員長は参加して頂きたい。

c. 講習会時の事故防止対策等

- ・バックアップのビレーは、スタッフが行い、受講生には行わせない。
- ・受講生のバックアップは必ず取る。
- ・デバイスは、受講生の物は使わない。
- ・自己脱出を行う際には、必ずセルフを取る。
- ・商品名での説明は行わない。(例：PASは商品名のためセルフビレーと教える)。

d. 事故の法的責任

行政の法的責任と責任の限定。救助隊の法的責任と責任の限定。民間救助隊の場合刑事責任は訴求されにくい、報酬を貰っているとかなり責任が生じる。

(5).令和元年8月25日

当県岳連主催の「安全登山技術研修会」に遭難対策委員会も参加した。

(6).これからの遭難対策委員会予定

令和元年10月27日 指導委員会、山岳レスキュー研究会合同会議の実施
※10月27日は、8月25日の振り替えです。

